

三次市立川地小学校

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、教職員が同一の基準で指導にあたるためのものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 交通ルールとマナーを守り、決められた通学路を通り、安全に十分注意して登校する。

2 登校

集団登校により、8時ごろまでに登校する。

3 スクールバスを利用する児童は、バス乗車の決まりを守る。

4 欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

(服装)

第3条 原則自由服であるが、衛生的で活動しやすく華美にならないような服装に留意する。又、身だしなみに気をつけ、時と場合を配慮した服装にする。

2 帽子は、必ず着用する。

3 体育時には、決められた体操服・水着等を着用する。

(頭髪)

第4条 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型とする。肩にかかるような長さの髪は結ぶ。髪留め、ヘアゴムを使用する際は、安全で華美にならないものにする。

(化粧・装飾・加工)

第5条 小学生らしい身なりをすることとし、次のような化粧・装身具等については禁止とする。

(1) ピアス、ネックレス、ブレスレット、ミサング、華美な髪留めなどの装身具。

(2) 口紅やマニキュアなどの装飾。

(3) 眉毛のそり落とし等の加工。

違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡を行い指導する。

(持ち物)

第6条 学校での学習活動に必要なでない物は学校へ持ってこない。例として次のものが当たる。

① 個人所有の情報通信端末やゲーム機、玩具、まんがなど学習活動の妨げになるもの。

② シャープペンシル、多色ペンなど学級で指示されていない不必要な文具、筆入れやランドセルのストラップなど、学習への集中において妨げになるもの。

③ 指示されていない刃物やカッターナイフ等、児童の安全を脅かすもの。

但し、登下校の安全上の理由より携帯電話の持ち込みを保護者が希望した場合は、「携帯電話持ち込み許可願」を申請し、下記の学校が定めた規則に従う。尚、規則に違反した場合、許可を取り消す。

【携帯電話持ち込みにおける規則】

① 必要な機能に限定した機種であること。

② 校内では絶対に使用しない。また、鞄から出さない。

③ 登下校中であっても、必要に迫られた時のみの使用に留める。

④ 保護者は児童の携帯電話の指導を適切に管理し、責任を負う。

(校内の生活)

第7条 「川地小学校 6つのきまり」を守る。

(1) 友達を大切にする。

(2) 挨拶、返事、言葉遣いを大切にする。

(3) 掃除・給食の配膳等の当番活動を、一生懸命に行う。

(4) 人の話を真剣に聞く。

(5) 健康・安全に気をつける。

(6) 時間(チャイムの合図)を守る。

(授業中の心得)

第8条 自己の力を伸ばすよう、集中して学習する。

2 「聞くきまり」「話すきまり」を守り、学年に応じた学習規律を身につける。

3 丁寧な字を書くことを心がけ、学習の足跡がわかるようなノートにする。

(給食)

第9条 自分の健康を考えながら、時間やきまりを守り楽しく食事をする。

2 衛生面に注意して、給食着、帽子、マスクを着用して配膳する。

(家庭学習)

第10条 「家庭学習のきまり」を守って学習する。

- (1) 決められた時刻に机に向かう。
- (2) 決められた学習時間を守る。
- (3) 机の上は学習用具だけにする。
- (4) 学習中はおやつなど食べない。
- (5) テレビや音楽を消してから学習する。
- (6) 姿勢に気をつける。
- (7) 次の日の準備をする。

(その他)

第11条 学校の施設設備、備品等を破損又は紛失等した場合は、職員室に届け出る。故意に破損させた場合、原則弁償とする。(故意の有無については該当児童の状況を確認し判断する。)また、場合によっては関係機関と連携する。

第3章 校外生活に関すること

(外出)

第12条 外出の際は、行き先・目的・帰宅時間を必ず家の人に伝え、18時(10月～春休み最終日までは、17時)までには、帰るようにする。

- 2 知らない人について行かない。知らない人の車に乗らない。
- 3 原則、子どもだけで校区外へ行かない。

(安全)

第13条 交通安全宣言を守る。

- (1) 道路は、右側を歩く。
- (2) 急な飛び出しをしない。
- (3) 道路は、信号や左右の安全を確かめて横断する。
- (4) 自転車には必ずヘルメットをかぶって安全に乗る。
- 2 川で遊ぶ時は、必ず大人同伴とする。
- 3 火遊びをしない。花火は、必ず大人同伴とする。
- 4 踏み切りは、安全に気をつけてわたり、線路や線路付近では、遊ばない。
- 5 立入り禁止箇所等、危険が予想される場所には近づかない。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第14条 次の問題行動を起こした児童に対して教育上必要と認められる場合は、特別な指導

を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 窃盗・万引き
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物損壊
 - ④ 飲酒・喫煙
 - ⑤ その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の決まりなどに従わない行為
 - ① いじめ・暴力
 - ② 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ③ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

第15条 特別な指導では、説諭・反省文を書かせる等、発達段階に応じた反省指導を行う。

- 2 別室による反省指導を行う場合は1～2時間程度、授業観察による反省指導を行う場合は1日程度を原則とする。
- 3 特別な指導は、必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- 4 特別な指導を行う場合は、担任等が保護者に連絡を行う。
- 5 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が記録を取る。
- 6 特別な指導をした場合は、その後も児童の様子を十分観察し、配慮した指導を継続する。
- 7 特別な指導を行う場合、必要であれば、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規定は、平成27年4月14日一部改正
この規定は、平成29年4月1日一部改正
この規定は、平成30年3月5日一部改正
この規定は、平成30年4月3日一部改正
この規定は、平成31年4月1日一部改正
この規定は、令和2年4月1日一部改定
この規定は、令和4年4月1日一部改定